

I 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%(83.3%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	111.9%(112.0%)
全職員	71.0%(70.8%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%(99.2%)
本庁課長相当職	97.3%(97.3%)
本庁課長補佐相当職	93.6%(93.6%)
本庁係長相当職	93.6%(93.6%)

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.7%(104.7%)
31～35年	92.6%(92.6%)
26～30年	90.9%(90.4%)
21～25年	84.3%(84.3%)
16～20年	88.3%(88.3%)
11～15年	70.0%(67.0%)
6～10年	81.7%(81.7%)
1～5年	84.7%(85.4%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

【説明欄】

- 制度上男女の差異はないが、常勤職員については勤務年数の長い職員の割合が男性の方が多く、男性の平均給与が上がる要因となっている。また、育児短時間勤務等の対象職員が女性職員の方が多いため、平均給与に影響している。
- 常勤職員は男性職員の割合が多く、常勤職員以外のうち短時間勤務について女性職員の割合が多いため、全職員の給与差異が広がっている。
- 36年以上勤務職員は、役職定年に係る職員が男性の方が多かったため、女性の平均給与が上回った。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	30.4%

【説明欄】

- 男性職員の管理職登用比率 24.9%
- 女性職員の管理職登用比率 16.0%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	15.4%
本庁課長相当職	34.7%
本庁課長補佐相当職	19.5%
本庁係長相当職	37.4%

【説明欄】

- 令和 6 年度からの割合の推移状況
本庁部局長・次長相当職、本庁係長相当職については、前年度から横ばい、本庁課長相当職、本庁課長補佐相当職については増加傾向にある。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	83.3%
女性	100%

(2)会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	0%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	0%	0%
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	0%	0%
2 週間以上 1 月以下	0%	0%	0%	0%
1 月超 3 月以下	50%	0%	0%	0%
3 月超 6 月以下	40%	0%	0%	0%
6 月超 9 月以下	0%	0%	0%	0%
9 月超 12 月以下	0%	100%	0%	100%
12 月超 24 月以下	10%	0%	0%	0%
24 月超	0%	0%	0%	0%

【説明欄】

○男女別の育児休業の取得期間の分布状況の内訳について

【常勤職員男性】

1 月超 3 月以下 5 人、3 月超 6 月以下 4 人、12 月超 24 月以下 1 人の計 10 人

【常勤職員女性】

9 月超 12 月以下 4 人の計 4 人

【会計年度任用職員】

【男性】計 0 人

【女性】9 月超 12 月以下 3 人の計 3 人

となっている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	9.8 時間/月
内部部局等以外	5.2 時間/月

【説明欄】

○令和 6 年度と比較して一人当たりの月当たりの時間外勤務時間の平均は減少している。